

論文審査の結果の要旨

氏名 宋 浣 範

宋 浣範順氏の論文『日本律令国家と百済王氏』は、六六〇年の百済滅亡と六六三年の白村江の敗戦の後にも日本において百済王氏として存続した旧百済王族について、その存在形態と変質過程とを再検討することを通して、日本古代国家の対外意識を東アジア的視点から客観的にとらえ直そうとした研究成果である。

研究の特徴は、百済王と百済滅亡後に渡来した「百済遺民」の側の視点から、古代日本における百済王氏のあり方を位置づけ直そうとした研究姿勢にある。そして、日本古代国家が「小中華帝国」意識を内外に誇示するため百済王氏を必要としたという石母田正氏が示した見方を、意識上の問題ではなく、東アジアの国際関係や百済・日本の両国関係から客観的に見直そうとした点、そして七世紀から九世紀までの長期間にわたって、百済王氏のあり方とその変質・「終焉」への道程全体を見通した点などに新鮮さがみられる。その上で、七世紀には天智朝に百済王として遺民とともに難波に「安置」された段階から持統朝に百済王が姓として氏族名称化していったこと、八世紀には律令官人化しつつも難波から河内国交野郡への集団移住に百済系諸氏族代表者としての百済王氏の特質が見られること、九世紀はじめに百済王氏の女性たちが天皇后宮に進出したが、その後日本の対外的孤立外交策を受けて「内なる蕃国」としての百済王氏は「終焉」を迎えたことなど、新しい見解を提示したところは研究成果として評価し得る。

大臣まで出すことのなかった百済王氏の古代貴族社会における位置づけについて、「優遇」との図式的評価を避けつつ客観的に論旨補強することがなお望まれるものの、古代日本の対外意識を象徴する百済王氏について、百済側のそして東アジア的な視点から新鮮な見方を提供している点で、本論文は今後の研究に益する研究成果ということができよう。

よって、本論文は博士（文学）の学位を授与するのにふさわしい論文であると判断する。